

# 委託業務契約に係る 設計変更ガイドライン

令和3年7月

西条市財務部契約課工事検査係

## 目 次

1	目的	1
2	適用	1
3	設計図書作成時の留意点	1
	（1）現場条件等の確認	1
	（2）条件明示の必要性	1
4	設計変更時の留意点	1
	（1）設計変更の基本事項	1
5	設計変更が可能・不可能なケース	2
	（1）「設計変更が可能なケース	2
	（2）設計変更が不可能なケース	5
6	設計変更事務のフロー	6

## 1 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）において、発注者責務として、「適切に施工条件又は調査等の実施の条件を設計図書に明示すること」や「工事内容に変更が生じ、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

これらの発注者責務を果たすため、「設計変更ガイドライン」を制定し、設計変更を適正かつ迅速に行うと共に、透明性を確保した設計変更を行うことを目的とする。

## 2 適用

このガイドラインは、西条市が発注する委託業務（測量業務、地質土質調査業務、設計業務等）の設計変更及び契約変更に適用する。

## 3 設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要となる。

### （1）現場条件等の確認

発注者は、設計図書の作成に先立ち、業務箇所に臨場し、業務に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

### （2）条件明示の必要性

履行条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで制限を受ける履行条件等を適切に把握し、実情に即した積算を実施するとともに、業務内容等に応じて、設計図書のなかで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に基づき、適切に対応するものとする。

## 4 設計変更時の留意点

### （1）設計変更の基本事項

設計変更に当たり、次のような場合は、設計変更ではなく、別途発注する必要がある。

- ・当初の業務目的と関係のない内容を変更するもの。
- ・当初契約した場所と関係のない場所での内容を変更するもの。

※ただし、現に履行中の業務と分離して履行することが著しく困難な場合は除く。

## 5 設計変更が可能・不可能なケース

### (1) 「設計変更が可能」なケース

以下のア～キの要件に満足する場合は、設計変更できる。

- ア 西条市契約約款第 18 条第 1 項に該当する事実(①～⑤)が確認された場合。  
別件発注等を含め、変更対応の妥当性を検討し、変更が必要と認められるときは、設計変更(訂正)を行わなければならない。
- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。  
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - ② 設計図書に誤り又は脱漏があること。
  - ③ 設計図書の表示が明確でないこと。  
→表示が不十分、不正確、不明確で、実際、どのように履行してよいかわからないような場合。
  - ④ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しないこと。  
→自然的な履行条件とは、
    - ① 地山の高さ
    - ② 地質
    - ③ 湧水の有無や量
    - ④ 地下水位→人為的な履行条件とは、
    - ① 関係機関等との協議
    - ② 適用基準等
  - ⑤ 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することが出来ない特別な状態が生じたこと。

※ 設計変更(訂正)を行うためには、西条市契約約款第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項にある所定の手続き(協議等)を行い、発注者が指示すること。(「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させること。)

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### イ 西条市契約約款第19条に該当する場合

発注者が必要であると認めるときは、変更内容を受注者に指示して、設計図書等を変更することができる。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### ウ 西条市契約約款第20条に該当する場合

発注者が業務の全部又は一部を一時中止させた場合。

(業務の中止)

- 第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第30条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
  - 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## エ 西条市契約約款第 21 条に該当する場合

受注者により代替方法等が提案され、発注者が必要と認めた場合。

(業務に係る受注者の提案)

- 第 21 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

## オ 西条市契約約款第 23 条に該当する場合

受注者が発注者に履行期間の延長変更を請求し、発注者が認めた場合。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第 23 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## カ 西条市契約約款第 24 条に該当する場合

発注者が履行期間の短縮変更を受注者に請求した場合。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第 24 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## キ 共通仕様書に定める「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合。

(例)

- ・提示された過去の成果物に誤り又は検討不足があり、追加調査等が必要となった場合
- ・詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新基準に基づく再検討が必要となった場合。
- ・過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。

(設計図書の支給及び点検)

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

## ■指示書への概算金額の記載について

発注者からの指示又は受発注者間の設計変更協議に基づき契約変更に先立って、受注者に作業を行わせる場合は、必ず書面にて指示をおこなうこと。また、発注担当課が工事検査担当部署に合議するものとし、変更追加指示が新規工種の場合は指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。

ここで記載する概算金額（請負代金額の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。なお、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載を省略できるものとする。

## （２）設計変更が不可能なケース

ア 受注者が独自判断した場合。

イ 発注者から協議に対する回答がない時点で実施した場合。

ウ 「承諾」のみで実施した場合（「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意すること。）

エ 契約書・各共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。

オ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

## 6 設計変更事務のフロー

### 業務委託契約書第18条関係

